

平成30年1月24日
原子力安全対策室

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」の
一部改定について

県、志賀町及び北陸電力(株)は、志賀原子力発電所で事故・故障が発生した際に県及び志賀町へ連絡すべき事象を定めた「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」(以下「覚書」という。)を締結している。

一昨年9月に発生した志賀原子力発電所2号機原子炉建屋内への雨水流入事象を踏まえ、覚書の一部を改定する。

(1) 改定の概要

連絡区分Ⅲは発生日の翌月の10日までに連絡するとしているが、事態の進展によっては重要度の高い安全機能喪失の可能性があったものについては、事象の状況に応じ、その都度連絡することとする。

(2) 運用開始日 1月24日

添付：別紙 志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準の改定について

危機管理監室 原子力安全対策室 (直通)076-225-1465 (内線) 4310

志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準の改定について

(旧)				(新)					
志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準				志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準					
I	A	安全協定第9条(異常時における連絡)に該当するもの	(1)原子力施設の事故、故障等により原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき。 (2)関係諸法令に定める値を超えて放射性物質が放出されたとき。 (3)従事者その他発電所に立ち入る者の被ばく線量が法令に定める許容被ばく線量を超えたとき又は許容被ばく線量以下の被ばくであっても、被ばく者に対し特別の措置を行ったとき。 (4)核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物質が管理区域外に漏洩したとき。 (5)発電所敷地以外において、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送中に事故が発生したとき。 (6)新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の盗取又は所在不明が生じたとき。 (7)発電所敷地内において火災が発生したとき。 (8)その他必要と認める事項が生じたとき。	直ちに	I	A	安全協定第9条(異常時における連絡)に該当するもの	(1)原子力施設の事故、故障等により原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき。 (2)関係諸法令に定める値を超えて放射性物質が放出されたとき。 (3)従事者その他発電所に立ち入る者の被ばく線量が法令に定める許容被ばく線量を超えたとき又は許容被ばく線量以下の被ばくであっても、被ばく者に対し特別の措置を行ったとき。 (4)核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物質が管理区域外に漏洩したとき。 (5)発電所敷地以外において、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送中に事故が発生したとき。 (6)新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の盗取又は所在不明が生じたとき。 (7)発電所敷地内において火災が発生したとき。 (8)その他必要と認める事項が生じたとき。	直ちに
	B	安全協定第9条に該当しないもので、早急な連絡が必要なもの	(1)原子炉施設以外で発生した要因により、原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき、若しくは同じ要因により、所内で必要な電力だけ発電する状態に移行したとき。 (2)社会的影響が生ずる又はそのおそれがある事象が発生したとき。			B	安全協定第9条に該当しないもので、早急な連絡が必要なもの	(1)原子炉施設以外で発生した要因により、原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき、若しくは同じ要因により、所内で必要な電力だけ発電する状態に移行したとき。 (2)社会的影響が生ずる又はそのおそれがある事象が発生したとき。	
II		区分Iよりも緊急性の程度は低い、速やかな連絡が必要なもの	(1)安全協定第9条には該当しないが、発電機出力若しくは原子炉出力が変動したとき又は出力変化が必要となったとき。 (2)安全協定第9条には該当しないが、原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要が生じたとき。 (3)原子炉の運転中に、安全協定第9条には該当しないが、主要な機器等に軽度な故障が発生したとき。 (4)原子炉の停止中に、国の指示に基づく若しくは他の発電所で発生した故障等に関連する点検により、主要な機器等に故障等が発見されたとき、又は安全上重要な機器等の点検において、機能維持されていることの確認が速やかにできない故障等が発見されたとき。 ただし、同一系統内で同種の点検が10カ所程度以上実施される場合、当該点検により発見された同種の事象については、最初に発見されたとき及び点検が終了したとき。 (5)安全協定第9条により連絡すべき値以下の放射性物質が放出されたとき。 (6)管理区域内で、安全協定第9条には該当しないが、一定量以上の放射性物質が漏れたとき。 (7)運転操作・保守作業等の中で起きた過失による事象で、速やかな連絡の必要があるもの	速やかに*1	II		区分Iよりも緊急性の程度は低い、速やかな連絡が必要なもの	(1)安全協定第9条には該当しないが、発電機出力若しくは原子炉出力が変動したとき又は出力変化が必要となったとき。 (2)安全協定第9条には該当しないが、原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要が生じたとき。 (3)原子炉の運転中に、安全協定第9条には該当しないが、主要な機器等に軽度な故障が発生したとき。 (4)原子炉の停止中に、国の指示に基づく若しくは他の発電所で発生した故障等に関連する点検により、主要な機器等に故障等が発見されたとき、又は安全上重要な機器等の点検において、機能維持されていることの確認が速やかにできない故障等が発見されたとき。 ただし、同一系統内で同種の点検が10カ所程度以上実施される場合、当該点検により発見された同種の事象については、最初に発見されたとき及び点検が終了したとき。 (5)安全協定第9条により連絡すべき値以下の放射性物質が放出されたとき。 (6)管理区域内で、安全協定第9条には該当しないが、一定量以上の放射性物質が漏れたとき。 (7)運転操作・保守作業等の中で起きた過失による事象で、速やかな連絡の必要があるもの	速やかに*1
			III					保守情報として連絡することが適当なもの	
IV		特に連絡を要しないもの	機器部品等の予防的取替、通常管理修繕行為及び建屋等の管理・修繕	—	IV		特に連絡を要しないもの	機器部品等の予防的取替、通常管理修繕行為及び建屋等の管理・修繕	—

注) *1 事業者の営業日に該当する日の0時から営業時間の終了時まで発生したもので、当該営業時間終了時まで連絡可能なものは、当該営業時間終了時まで連絡するものとし、上記の時間帯に発生したもので当該日の営業時間終了時まで連絡できなかったもの及び上記の時間帯以外の時間帯に発生したものは、翌営業日とする。
ただし、事象の状況に応じ、営業時間外であっても連絡するものとする。
*2 翌月の10日までに連絡するものとするが、事象の状況に応じ、その都度連絡する。

注) *1 事業者の営業日に該当する日の0時から営業時間の終了時まで発生したもので、当該営業時間終了時まで連絡可能なものは、当該営業時間終了時まで連絡するものとし、上記の時間帯に発生したもので当該日の営業時間終了時まで連絡できなかったもの及び上記の時間帯以外の時間帯に発生したものは、翌営業日とする。
ただし、事象の状況に応じ、営業時間外であっても連絡するものとする。
*2 翌月の10日までに連絡するものとするが、連絡区分Ⅲに該当する事象のうち、事態の進展によっては重要度の高い安全機能喪失の可能性があったものなどについては、事象の状況に応じ、その都度連絡する。